

担当課名	15 市民課
------	--------

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍システム
行政機関等の名称	鴻巣市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課、吹上支所市民グループ、川里支所地域グループ
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿の記録及び管理を行うため。 成年被後見人及び破産者に関する名簿の記録及び管理を行うため。 民刑事務や在外選挙人に係る事務を行うため。
記録項目	1戸籍の表示(本籍・筆頭者)、2氏名、3生年月日、4性別、5住所、6住定日、7続柄、8配偶者区分、9戸籍事項(編製日・改製日・再製日及びその事由、氏の変更等)、10身分事項(出生・婚姻・離婚・死亡・縁組・離縁・認知・親権等)、11民刑事項、12在外選挙人事項、13住民票コード、14戸籍付箋(本人通知・支援措置)、15不受理申出
記録範囲	鴻巣市の戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者を含む)
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市区町村からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	鴻巣保健所、上尾税務署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)市民生活部市民課 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所新館1階)
	(名称)総務部総務課 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所新館2階)
	(名称)吹上支所地域グループ (所在地)鴻巣市吹上富士見1-1-1
	(名称)川里支所地域グループ (所在地)鴻巣市広田3141-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～3及び7～10の各記載項目については、 戸籍法〔昭和二十二年十二月二十二日号外法律第二百二十四号〕第59条に基づき訂正を申請しなければならない。 戸籍法第113条に基づき訂正を申請することができる。 戸籍法第114条に基づき訂正を申請することができる。 戸籍法第116条に基づき訂正を申請しなければならない。

個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>
	政令第21条第7項に該 当するファイル	<input type="checkbox"/>
	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)	<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報である旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときは、その旨		
備 考	—	